

平取町小規模事業者経営改善資金 利子補給事業補助金のご案内

町では、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方に対して利子の補助を行う事業です。

◆補助対象者

- 町内に主たる事業所を有していること
- 平取町商工会の推薦を受け、融資を受けている者（令和7年4月1日以降に融資を受けている者）
- 町民税等に滞納がない者

◆補助対象額

- 4月から翌年3月までの償還された利子額とし、利子補助額は対象資金の融資利率と同率とし、5%以内の額とする

◆申請方法

平取町商工会を通じ町へ関係書類を揃え、提出してください。

※提出された、書類を審査し商工会を通じ支給します。

◆お問合せ・申込先

〒055-0107

沙流郡平取町本町34番地17

平取町商工会 TEL：01457-2-2329